



お知らせ

第5回地域経済の持続可能な発展を目指す会議の傍聴

日 9月7日(木)午後6時~8時
場 世田谷文化生活情報センターまたはオンライン
備 詳しくは、区のホームページをご覧ください。
申 9月1日までに、電話、9月2日までに、オンライン手続きまたはファクシミリ(記入例3面)で産業連携交流推進課(☎3411-6653 FAX3411-6635)へ 先着 会場=10人、オンライン=30人

住宅・土地統計調査にご協力ください

住宅・土地・世帯に関する実態を明らかにするために、国が実施する統計調査です。9月下旬に調査員が調査書類を選ばれた世帯に配布します。
対 総務大臣が指定する区内700調査区の全世帯の中から無作為に選ばれた約1万1900世帯
問 政策研究・調査課 ☎6450-9381 FAX6453-2339

無料特別相談「多重債務110番」

内容/借金の返済等に係る弁護士による面接相談
日 9月4日(月)・5日(火)いずれも午前10時~正午、午後2時~4時
場 消費生活センター
備 1人50分以内。
申 電話で消費生活センター(☎3410-6521 FAX3411-6845)へ 先着各日4人

世田谷公園軟式野球場・テニス場・洋弓場の夜間利用が通年になります

夜間利用は午後9時までです。
備 詳しくは、区のホームページをご覧ください。
問 世田谷公園管理事務所
☎3412-7841 FAX3424-2501

休業します

● 総合運動場温水プール
9月10日(終日)、9月24日(午前9時~午後1時)
大会開催のため



募集

国民健康・栄養調査員(特別職非常勤職員)

対 管理栄養士の資格を有する方
勤務日数/延べ10日間程度
日給/1万4469円(6時間)
任用期間/10月19日~11月中旬
募集期限/9月15日

備 詳しくは、区のホームページをご覧ください。
問 世田谷保健所健康推進課
☎5432-2440 FAX5432-3102



障害のある方

障害のある方への手当

1 心身障害者福祉手当
対 下表の障害程度に該当する方

障害程度	手当(月額)
・身体障害者手帳1・2級 ・愛の手帳1~3度 ・脳性麻痺 ・進行性筋萎縮症	1万6500円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方や20歳未満の方は1500円。
・身体障害者手帳3級 ・愛の手帳4度	7500円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方は1500円。
難病及び小児慢性特定疾病医療費助成の受給者で、心身障害者福祉手当の対象疾病に該当している方 ※心身障害者福祉手当の対象疾病は、区のホームページをご覧ください。詳しくは、障害施策推進課までお問い合わせください。	1万5000円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方は支給できません。 ※医療証の有効期限が切れた場合、手当は支給停止または廃止となります。
難病及び小児慢性特定疾病医療費助成の受給者で、心身障害者福祉手当の対象疾病に該当しており、かつ次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳1~3級 ・愛の手帳1~4度 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・脳性麻痺・進行性筋萎縮症	1万6500円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方は1500円。 ※医療証の有効期限が切れた場合、手当は支給停止または廃止となります。
精神障害者保健福祉手帳1級	5000円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方は支給できません。

※65歳以上の方の新規申請は原則としてできません。施設に入所中の方は受給(申請)ができません。本人(20歳未満の場合は保護者)の年間所得が基準額を超える方は当該年度の支給を停止します。

2 特別障害者手当

対 精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方
手当/月額2万7980円 ※施設に入所中の方、病院等に3か月を超えて継続して入院をしている方は受給(申請)ができません。本人または扶養義務者の所得が基準額を超える方は、当該年度の支給を停止します。

3 障害児福祉手当

対 精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方
手当/月額1万5220円 ※施設に入所中の方、障害を理由とする公的年金を受けている方は受給(申請)ができません。本人または扶養義務者の所得が基準

額を超える方は、当該年度の支給を停止します。

4 重度心身障害者手当

対 重度の障害があるため、日常生活に常時複雑な介護を必要とし、次のいずれかに該当する方
①重度の知的障害で著しい精神症状がある②重度の知的障害と身体障害1・2級に相当する身体障害が重複している③四肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な身体障害がある
手当/月額6万円 ※65歳以上の方の新規申請は原則としてできません。施設に入所中の方、病院等に3か月を超えて継続して入院している方、本人(20歳未満の場合は保護者)の所得が基準額を超える方は受給(申請)ができません。

備 対象等詳しくは、お問い合わせください。認定された場合、14は申請月分から、23は申請の翌月分から支給します。手続きについては、いずれも「障害者のしおり」をご覧ください。※各手当受給中の方で、受給要件を満たさなくなった場合は必ず届け出てください。届出の遅れ等により誤って支払われた場合は、返還していただきます。
問 障害施策推進課 ☎5432-2388 FAX5432-3021、総合支所保健福祉課(世田谷 ☎5432-2865 FAX5432-3049、北沢 ☎6804-8727 FAX6804-8813、玉川 ☎3702-2092 FAX5707-2661、砧 ☎3482-8198 FAX3482-1796、烏山 ☎3326-6115 FAX3326-6154)

障害年金をご存じですか

障害の程度が国の定める認定基準以上であり、年金保険料の納付状況等一定の要件を満たした場合に受け取ることができる年金です。

初診日(障害の原因となった病気やけがで初めて医療機関を受診した日)時点で加入していた年金制度の種類によって、請求できる年金及びその相談窓口が異なります。

● 障害基礎年金

対 初診日が次のいずれかにある方①国民年金の加入期間中②20歳前③60歳以上65歳未満かつ国内在住期間中
相談窓口/国保・年金課国民年金係または世田谷年金事務所三軒茶屋相談室(キャロットタワー13階)

● 障害厚生年金

対 初診日が厚生年金の被保険者期間中にある方
相談窓口/世田谷年金事務所三軒茶屋相談室(キャロットタワー13階)

備 詳しくは、ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。
問 国保・年金課 ☎5432-2356 FAX5432-3051、世田谷年金事務所三軒茶屋相談室 ☎6844-3871(音声案内「1」→「2」) FAX3421-1147



介護保険

せたがやシニアボランティア活動に参加してみませんか

介護保険施設等でボランティア活動を行った方にポイントを交付し、実績に応じて介護保険料負担軽減資金(年間上限6000円)を支給します。

● 活動を始めるには、研修の受講が必要です

対 区内在住の65歳以上(介護保険第1号被保険者)でこの研修を一度も受けたことのない方
日 ①9月29日(金)②11月20日(月)いずれも午後1時30分~4時(両日とも同内容)
場 ①三茶しゃれなあどホール②世田谷区福祉人材育成・研修センター
担当=介護保険課
申 ①は9月5日、②は10月23日までに、電話またはファクシミリ(記入例3面。①②の別も明記)でせたがやコールへ 先着①②各30人

第43回歯と口の健康に関する図画・ポスター展優秀作品の展示

区内の小学生の応募作品から優秀作品を展示します。
日 8月24日(木)~9月6日(水)(土・日曜を除く) 午前8時30分~午後5時(初日は正午から、最終日は正午まで)
場 区役所第3庁舎1階ロビー



問 世田谷区歯科医師会 ☎5376-2111 FAX5376-3311、玉川歯科医師会 ☎3708-4618 FAX3708-4638、世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2442 FAX5432-3102